

2 子供たちを取り巻く脅威への対応について

(東京都)

急速なスマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化が進み、判断能力の未成熟な子供が多くネットを利用し始めたことにより、インターネット上のトラブルが顕著となっている。

中でも、だまされたり、脅されるなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる被害、いわゆる「自画撮り被害」が多発している。

一度インターネット上に流出した画像等の回収は困難で、青少年の健全育成上深刻な事態を招くことから、被害の未然防止を図ることが喫緊の課題である。

については、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 青少年が児童ポルノ等の自画撮り被害に遭わないようにするため、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)の改正など、被害に繋がる青少年への働きかけ自体を抑止するための規制の在り方を検討すること。
- 2 国が実施している自画撮り被害児童に関する調査について、被害児童のネット上の行動パターン等を析出し、都道府県による被害防止に向けた普及啓発等の対策に資する情報提供を行うこと。